平成２５年（フ）第３７６号
広島県東広島市西条町寺家3513番地
債務者　沖田喜代美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７７号
広島県東広島市西条町寺家3513番地
債務者　沖田　尚美（旧姓桧山）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
愛媛県松山市千舟町７丁目６番地４　第二グランディール村瀬406号
債務者　梅本　耀子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
大分県豊後大野市三重町秋葉16番地　らんアパート
債務者　成水きよみ
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第２９号
大分県宇佐市大字法鏡寺1002番地の３
債務者　長本富久美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
大分県中津市大字上宮永975番地２　ネオグランデ102
債務者　新川　　雄
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県阿久根市鶴川内2230番地、前住所鹿児島県阿久根市赤瀬川4328番地15　県営寺山住宅１号棟404号
債務者　上野三千代（旧姓大尾）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県薩摩郡さつま町平川7531番地
債務者　細山田祥子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県薩摩川内市城上町4774番地２、前住所熊本県山鹿市宗方通503番地
債務者　鶯出　義人
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県出水市高尾野町唐笠木2201番地３
債務者　犬渕　和成
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1295番地11　マンション久木野20号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町神子3633番地
債務者　髙嶺　祐香（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市上川内町4110番地６　コーポグリン103号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1704番地１　八幡馬場住宅１号棟33号室
債務者　寺岡　信弘
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4537番地３
債務者　藤﨑　勝義
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4537番地３
債務者　藤﨑津多江
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
長野市平林２丁目19番47―101号　Ｔ―ＨＯＵＳＥ平林Ａ
債務者　飯野　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
京都府宇治市小倉町寺内12番地の２　小山ハイツ111号
債務者　藤田　幸弘
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係